

第70回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2026年6月16日（火曜日）午前10時30分

受付開始：午前9時30分

開催場所

長野県千曲市大字雨宮1825番地

当社本社 厚生会館

（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

決議事項

議案 剰余金処分の件

株主総会にご出席されない場合

インターネット又は書面（郵送）により議決権を行使
くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使期限

2026年6月15日（月曜日）午後5時まで

(証券コード:5906)
2026年5月29日

株 主 各 位

長野県千曲市大字雨宮1825番地
エムケー精工株式会社
代表取締役社長 丸 山 将 一

第70回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼を申し上げます。

さて、当社第70回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。



【当社ウェブサイト】 <https://www.mkseiko.co.jp/ir/>

（上記ウェブサイトアクセスのうえ、「株主総会資料」を選択いただき、ご確認ください。）

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

（上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「エムケー精工」又は「コード」に当社証券コード「5906」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）



なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2026年6月15日（月曜日）午後5時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

【インターネットによる議決権行使の場合】

当社指定の議決権行使ウェブサイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただき、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否を上記の行使期限までにご入力ください。

インターネットによる議決権行使に際しましては、後記の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいようお願い申し上げます。

【書面（郵送）による議決権行使の場合】

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

敬具

記

1 日 時	2026年6月16日（火曜日）午前10時30分（受付開始：午前9時30分）
2 場 所	長野県千曲市大字雨宮1825番地 当社本社 厚生会館 (末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3 目的事項	<p>報告事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 第70期（2025年3月21日から2026年3月20日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 第70期（2025年3月21日から2026年3月20日まで）計算書類報告の件 <p>決議事項 議案 剰余金処分の件</p>
4 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）	<p>(1)書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。</p> <p>(2)インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。</p> <p>(3)インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。</p>

以上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

◎本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。

電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。なお、監査役及び会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。

- ①事業報告の「対処すべき課題」「主要な事業内容」「主要な営業所及び工場」「従業員の状況」「主要な借入先の状況」「その他企業集団の現況に関する重要な事項」「会計監査人の状況」及び「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
- ②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」
- ③計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

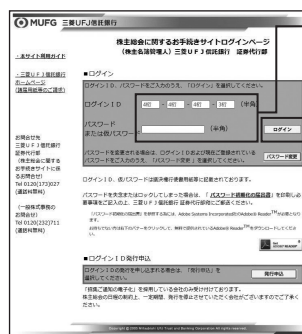
- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



「ログインID・
仮パスワード」
を入力
「ログイン」を
クリック

- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

株主総会参考書類

議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様への適切な利益還元を重要な政策と位置づけ、財務体質の強化を図りつつ業績を加味した利益還元を実施していくことを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、この方針に基づき財務状況や業績等を総合的に勘案しまして、株主の皆様のご支援にお応えするため、以下のとおりといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金15円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は208,886,430円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2026年6月17日といたしたいと存じます。

以 上

1 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善などを背景に、緩やかな回復基調が続いたものの、中東の地政学的緊張に伴うリスクの高まりや、米国の通商政策の動向や円安の進行、物価上昇による消費者マインドの下振れ懸念など、多くの不確定要因を抱え、先行きは一段と不透明な状況が続いております。

当社グループが関連する業界におきましては、オート機器の分野では、政府助成事業により設備投資の動きが広がりました。生活機器の分野では、継続的な生活必需品の値上げにより消費者マインドの持ち直しは依然として不透明であり、経営環境は予断を許さない状況が続いております。

このような状況の中、当社グループは、外部環境の変化を前提とした、より強固な経営基盤の再構築と、次の成長フェーズに向けた経営資源の選択と集中による事業及び製品ポートフォリオの再編を推し進めてまいりました。また、新製品や新サービスの企画開発及び販売体制の強化と需要の変化に対応できる生産体制を構築し、グループ全体の最適化、シナジー強化及び収益力の向上に取り組んでまいりました。SDGsや脱炭素社会の実現を含む様々な課題に対し、“美・食・住”の視点から探求し、新しい事業、製品及びサービスのデザインを通じて、持続可能な社会の実現と中長期的な企業価値の向上を目指しております。

この結果、当連結会計年度の売上高は297億8千8百万円（前期比5.4%増）、経常利益は29億2千1百万円（前期比38.4%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は23億5千4百万円（前期比76.4%増）となりました。

セグメント別の状況は以下のとおりであります。

(モビリティ&サービス事業)

主力の門型洗車機は、SS（サービスステーション）向けでは、政府助成事業の補助金制度により、売上げが大幅に伸長し、当初想定を大きく上回りました。カーディーラー向けでは、整備作業の省力化需要を取り込み、売上げが伸長しました。また、オイル機器では、ローリーの売上げが伸び悩んだもののエアコンプレッシャーは、堅調に推移しました。情報機器は主にLED表示機を製造・販売しています。大型デジタルサイネージは大手顧客からの安定した受注により堅調に推移しました。工事用保安機器は価格競争激化の影響により、前年度実績を下回る結果となりました。またSS向け表示機はLED表示機の売上げが伸び悩んだものの、価格表示看板は概ね横ばいで推移しました。

この結果、モビリティ&サービス事業の売上高は、205億9千2百万円（前期比9.1%増）となりました。

（ライフ&サポート事業）

米価格高騰の影響による需要の高まりが継続し、主力製品である低温貯蔵庫や保冷米びつ、精米機などの米関連商品は、売上げが好調に推移し、前年度実績を大幅に上回りました。一方、もちつき機や音響関連機器をはじめとする家電商品や、レンジ台などの収納商品は、需要の回復が見られず、売上げが前年度実績を下回りました。攪拌機は、大型案件を中心とした受注に落ち着きが見られましたが、官庁案件の受注回復を背景に、概ね好調に推移しました。一方、食品加工機は、海外市場の売上げが伸び悩み、前年度実績を下回りました。

この結果、ライフ&サポート事業の売上高は、62億9百万円（前期比0.4%減）となりました。

（住設機器事業）

住設機器としては、主に木・アルミ複合断熱建具、鋼製防火扉、反射板式消音装置等を製造・販売しています。建築資材価格の高騰に伴う入札の不調や建築計画の見直しなどにより、受注環境は厳しい状況が続きましたが、大型公共物件及び民間物件の受注が堅調に推移しました。木・アルミ複合断熱建具については、脱炭素社会の実現に向けた木材利用の拡大を背景に大型公共物件、高級リゾートホテル等の民間物件が好調を維持し、売上げを伸長させました。消音装置についても、都市部における再開発事業やデータセンター、工場向けの需要増加を背景に堅調に推移いたしました。しかし、大型公共工事及び民間企業の大型案件が当第4四半期までに多数完工することで施工が減少したことにより、全体としては前年度実績を下回りました。

この結果、住設機器事業の売上高は、27億7千3百万円（前期比3.8%減）となりました。

（その他の事業）

2025年7月1日付「当社子会社の新設分割及び当社子会社の株式譲渡（子会社異動）による事業譲渡に関するお知らせ」のとおり、2025年8月26日付でホテル関連事業を譲渡いたしました。

この結果、上記以外の保険代理業や不動産管理・賃貸業及びIoT関連機器の企画・開発・販売業などの事業を含め、売上高は2億1千3百万円（前期比21.0%減）となりました。

○当連結会計年度の売上高をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	金額(千円)	構成比(%)	前期比(%)
モビリティ&サービス事業	20,592,168	69.1	109.1
ライフ&サポート事業	6,209,092	20.9	99.6
住設機器事業	2,773,808	9.3	96.2
その他の事業	213,153	0.7	79.0
合計	29,788,221	100.0	105.4

② 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は6億7千4百万円で、特記すべき重要な投資は行っておりません。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度中において、増資等の特記すべき調達は行っておりません。

(2) 重要な企業再編等の状況

当社は、2025年8月26日付で、エムケー興産株式会社のホテル関連事業以外を新設分割により設立した新設エムケー興産株式会社に移管させた上で、分割会社であるエムケー興産株式会社の全株式を譲渡いたしました。これに伴い、新設エムケー興産株式会社を連結の範囲に含めております。また、エムケー興産株式会社及びその子会社である長野リンデンプラザホテル株式会社を連結の範囲から除外しております。

(3) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第67期 2022年度	第68期 2023年度	第69期 2024年度	第70期 (当連結会計年度) 2025年度
売上高 (千円)	27,327,840	28,474,241	28,268,214	29,788,221
経常利益 (千円)	1,816,552	2,253,131	2,111,328	2,921,631
親会社株主に帰属する 当期純利益 (千円)	1,167,803	713,568	1,334,649	2,354,276
1株当たり当期純利益	79円91銭	48円67銭	90円76銭	167円49銭
総資産 (千円)	26,453,915	26,777,493	26,284,781	28,328,923
純資産 (千円)	13,786,520	15,031,635	16,690,068	19,397,061
1株当たり純資産額	942円44銭	1,024円32銭	1,133円92銭	1,392円89銭

(注) 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

(4) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議 決 権 割 合	主 要 な 事 業 内 容
	千円	%	
エムケー電子株式会社	30,000	100.0	当社の製品の生産・部品加工及び保険代理業
エムケー興産株式会社	19,000	100.0	不動産管理及び賃貸業
MK SEIKO(VIETNAM)CO., LTD.	1,279,537 (11,000千US\$)	100.0	当社の製品の生産及び部品加工
株式会社ニュースト	50,000	100.0	建具製造業・建具工事業等
信濃輸送株式会社	36,000	100.0	当社グループ製品及び一般貨物等の運送
株式会社ジャパンシステム	15,000	100.0	食品加工機等の販売
株式会社システム	45,000	100.0 (75.9)	食品加工機等の製造
株式会社メタルスター工業	10,000	100.0	防火扉等の鋼製建具の製造
株式会社AZX	10,000	100.0	IOT関連機器の企画・開発・販売等

(注) 1. 議決権の所有割合の()内は、間接所有割合で内数であります。

2. 当連結会計年度において、新設分割により設立した新設エムケー興産株式会社を連結の範囲に含めております。また、分割会社であるエムケー興産株式会社については、当連結会計年度中に当社が保有する全株式を譲渡したことにより支配を喪失したため、エムケー興産株式会社及びその子会社である長野リンデンプラザホテル株式会社を連結の範囲から除外しております。

2 会社の現況

(1) 株式の状況（2026年3月20日現在）

- ① 発行可能株式総数 54,930,000株
- ② 発行済株式の総数 15,595,050株
- ③ 株主数 4,341名
- ④ 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
東京中小企業投資育成株式会社	1,170千株	8.4%
丸 山 は る 代	825	5.9
株 式 会 社 八 十 二 長 野 銀 行	688	4.9
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	688	4.9
エムケー精工従業員持株会	620	4.5
丸 山 将 一	552	4.0
丸 山 誠 二	488	3.5
丸 山 繁 夫	461	3.3
早 川 和 弘	406	2.9
昭 和 商 事 株 式 会 社	279	2.0

(注) 1. 当社は自己株式を1,669,288株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

- ⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株 式 の 種 類 及 び 数	交 付 対 象 者 数
取締役（社外取締役を除く）	当社普通株式 22,404株	5名

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況 (2026年3月20日現在)

地	位	氏	名	担当及び重要な兼職の状況
代 表	取 締 役	丸 山	将 一	社長執行役員
取 締	役	千 葉	和 樹	常務執行役員ライフ&サポート事業本部長 兼商品開発研究所長
取 締	役	沓 掛	吉 彦	常務執行役員モビリティ&サービス事業本部長
取 締	役	和 泉	秀 樹	執行役員経理本部長
取 締	役	小 山	千 明	執行役員管理本部長
取 締	役	上 條	由 紀 子	国立大学法人九州工業大学 研究本部 未来思考 実証センター特任教授・弁理士
取 締	役	滝 沢	玲 奈	滝沢食品株式会社専務取締役
常 勤	監 査 役	近 藤	重 光	
監 査	役	三 浦	伸 昭	公認会計士三浦伸昭事務所所長
監 査	役	廣 中	龍 蔵	ネットイヤーグループ株式会社代表取締役 社長 CEO

- (注) 1. 取締役上條由紀子氏及び滝沢玲奈氏は、社外取締役であります。
2. 監査役三浦伸昭氏及び廣中龍蔵氏は、社外監査役であります。
3. 監査役三浦伸昭氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、取締役上條由紀子氏、滝沢玲奈氏及び監査役三浦伸昭氏、廣中龍蔵氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 事業年度中に退任した取締役及び監査役

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
早川和弘	2025年6月17日	任期満了	取締役常務執行役員ライフ&サポート事業本部長
酒向邦明	2025年6月17日	任期満了	取締役執行役員管理本部長

③ 取締役及び監査役の報酬等

イ. 当事業年度に係る報酬等の総額

区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる役員の員数 (名)
		固定報酬	譲渡制限付 株式報酬	退職慰労金	
取締役 (うち社外取締役)	163,915 (4,200)	153,330 (4,200)	10,583 (-)	- (-)	9 (2)
監査役 (うち社外監査役)	13,380 (3,120)	13,380 (3,120)	- (-)	- (-)	3 (2)
合計 (うち社外役員)	177,293 (7,320)	166,710 (7,320)	10,583 (-)	- (-)	12 (4)

(注) 1. 使用人兼務取締役はおりません。

2. 上表には、2025年6月17日開催の第69回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名を含んでおります。

ロ. 非金銭報酬等の内容

非金銭報酬等の内容は譲渡制限付株式であり、割当の際の条件等は「二. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであります。また、当事業年度における交付状況は、「2 会社の現況 (1) 株式の状況 ⑤当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載しております。

ハ. 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、1989年6月16日開催の第33回定時株主総会において月額15,000千円以内と決議いただいております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該株主総会終結時点の取締役の員数は18名です。

また、2019年6月12日開催の第63回定時株主総会において、この報酬とは別枠で、譲渡制限付株式付与のための報酬額として年額30,000千円以内（社外取締役を除く）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は9名（うち、社外取締役は2名）です。

監査役の金銭報酬の額は、1989年6月16日開催の第33回定時株主総会において月額2,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

二. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月15日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりであります。

1) 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の健全かつ持続的な向上に取組むモチベーションを高め、当社の発展を担う有為な人材を確保・維持できるレベルを目標とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

具体的には、業務執行取締役の報酬については、固定報酬としての基本報酬(a)、譲渡制限付株式報酬(b)および退職慰労金(c)から構成され、監督機能を担う取締役相談役および社外取締役の報酬については、その職務に鑑み、固定報酬としての基本報酬(a)および退職慰労金(c)から構成されるものとする。

2) 金銭報酬（基本報酬および退職慰労金）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

(i) 当社の取締役の基本報酬(a)については、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準等を考慮しながら、総合的に勘案して決定する。

- (ii) 退職慰労金(c)については、取締役在任中の功労に報いるため支給することを取締役会に一任する旨の株主総会決議により承認を得たうえで、取締役会にて当社所定の基準による相当額の範囲内の報酬額を決議し、当該取締役退任時に支払うこととする。
- 3) 業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）
- (i) 業績連動報酬については、導入していない。
- (ii) 非金銭報酬等については、譲渡制限付株式報酬(b)とし、各取締役の月例の固定報酬を目処とする金額に相当する当社普通株式を毎年、株主総会開催後の一定の時期に支払うものとする。当該株式は当該取締役退任時までの間、譲渡を制限することにより、中長期的な企業価値向上へのインセンティブ報酬と位置づけるものとする。
- 4) 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針
- (i) 業務執行取締役の種類別の報酬割合については、基本方針に沿って決定する月例の固定報酬としての基本報酬(a)を基準として下記の割合を目安として決定する。
- (a) 基本報酬（金銭報酬）
固定報酬の12か月分
- (b) 業績連動報酬
導入なし
- (c) 譲渡制限付株式（非金銭報酬）
基本報酬の1か月相当
- (ii) 金銭報酬としての退職慰労金(c)は、当該取締役の取締役在任期間、在任期間中の功労、役位、月例の固定報酬等を総合的に勘案する当社所定の基準により決定する。
- 5) 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項
- (i) 個人別の基本報酬(a)の額については、株主総会にて決議された取締役の報酬等の総額の範囲内において、取締役会にて代表取締役の基本報酬の額を決議するとともに、取締役会決議により一任された代表取締役が、各取締役の役位、職責、業務執行の状況、会社の業績等を総合的に勘案して各取締役の基本報酬の額を決定する。

- (ii) 業務執行取締役を支払われる譲渡制限付株式(b)については、取締役会にて個人別の月例の固定報酬を目処とする金額に相当する当社普通株式の割当株式数を決定する。なお、譲渡制限付株式割当契約に定める正当な理由でない事由により退任する場合、当社は割当株式の全部を無償で取得する。
- (iii) 退職慰労金(c)については、退任する当該取締役の取締役在任期間、在任期間中の功労、役位、月例の固定報酬等を総合的に勘案する当社所定の基準により取締役会にて決定する。

ホ. 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当事業年度におきましては、取締役の金銭報酬について、2025年6月17日開催の取締役会において代表取締役 社長執行役員丸山将一に個人別の報酬等の具体的な内容の決定を委任する旨の決議を行い、代表取締役 社長執行役員において決定を行っております。

代表取締役 社長執行役員に委任した理由は、当社グループを取り巻く環境、経営状況等を俯瞰しつつ各取締役の担当について評価を行うには代表取締役 社長執行役員が最も適していると判断したためであります。

④ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・ 社外取締役上條由紀子氏は、弁理士であり、また、国立大学法人九州工業大学 研究本部 未来思考実証センターの特任教授を兼務しております。当社と兼務先との間には特別の関係はありません。
- ・ 社外取締役滝沢玲奈氏は、滝沢食品株式会社の専務取締役であります。当社と兼務先との間には特別の関係はありません。
- ・ 監査役三浦伸昭氏は、公認会計士三浦伸昭事務所所長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・ 監査役廣中龍蔵氏は、ネットイヤーグループ株式会社代表取締役社長 CEOであります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び 社外取締役에게期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 上條由紀子	当事業年度に開催された取締役会19回全てに出席いたしました。期待される役割である、主に知的財産権、新規ビジネス、コンプライアンス、人事戦略等の観点から意見を述べるなど、適切な役割を果たしております。
取締役 滝沢玲奈	当事業年度に開催された取締役会19回全てに出席いたしました。期待される役割である、メディア報道の第一線で活躍された経験や、食品工場の管理業務全般・経営に関する幅広い見識から意見を述べるなど、適切な役割を果たしております。
監査役 三浦伸昭	当事業年度に開催された取締役会19回全てに出席し、また、監査役会6回全てに出席いたしました。公認会計士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、当社の経理システム及び内部統制について適宜、必要な発言を行っております。
監査役 廣中龍蔵	当事業年度に開催された取締役会19回全てに出席し、また、監査役会6回全てに出席いたしました。経営者やビジネスコンサルタントとしての経験や高い見識から意見を述べるなど、主に取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

当社と当社役員が締結している個別の責任限定契約はありませんが、当社定款において会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、取締役（取締役であったものを含む。）及び監査役（監査役であったものを含む。）の当社に対する損害賠償責任を、法令が定める範囲で免除することができる旨の定めをしております。

⑥ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社及び当社の子会社の取締役、監査役、執行役員、管理職従業員、社外派遣役員であり、保険料は全額当社が負担しております。当該保険契約により被保険者の職務の執行につき行った行為に起因して損害賠償請求がなされた場合に、被保険者が負担することになる損害賠償金及び争訟費用を負担することによって被る損害を当該保険契約により填補することとしております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者の背任行為、犯罪行為、詐欺的な行為または法令に違反することを認識しながら行った行為等に基づく被保険者自身の損害は、填補の対象としないこととしております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2026年3月20日現在)

(単位：千円)

科目	金額
(資産の部)	
流動資産	17,516,685
現金及び預金	5,343,216
受取手形、売掛金及び契約資産	5,920,576
商品及び製品	1,857,589
仕掛品	1,703,346
原材料及び貯蔵品	2,465,145
未収入金	105,785
その他	136,258
貸倒引当金	△ 15,233
固定資産	10,812,238
有形固定資産	5,263,002
建物及び構築物	1,414,031
機械装置及び運搬具	180,318
土地	3,004,446
リース資産	400,743
建設仮勘定	143,653
その他	119,808
無形固定資産	631,067
のれん	19,445
リース資産	9,893
その他	601,728
投資その他の資産	4,918,168
投資有価証券	3,333,509
長期貸付金	126,796
退職給付に係る資産	1,229,314
繰延税金資産	169,694
その他	258,401
貸倒引当金	△ 199,548
資産合計	28,328,923

科目	金額
(負債の部)	
流動負債	6,081,324
支払手形及び買掛金	892,682
短期借入金	490,000
1年内返済予定の長期借入金	748,482
リース債務	181,034
未払金	1,794,544
未払法人税等	546,696
賞与引当金	614,150
製品補償対策引当金	393,457
その他	420,276
固定負債	2,850,537
長期借入金	1,553,744
リース債務	421,041
繰延税金負債	576,261
退職給付に係る負債	257,579
その他	41,911
負債合計	8,931,861
(純資産の部)	
株主資本	16,884,809
資本金	3,373,552
資本剰余金	2,933,728
利益剰余金	11,333,321
自己株式	△ 755,792
その他の包括利益累計額	2,512,251
その他有価証券評価差額金	1,585,919
為替換算調整勘定	831,532
退職給付に係る調整累計額	94,799
純資産合計	19,397,061
負債・純資産合計	28,328,923

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

監査報告

計算書類

監査報告

連結損益計算書 (2025年3月21日から2026年3月20日まで)

(単位：千円)

科目	金額	
売上高		29,788,221
売上原価		19,533,252
売上総利益		10,254,969
販売費及び一般管理費		7,531,890
営業利益		2,723,078
営業外収益		
受取利息	92,722	
受取配当金	109,179	
スクラップ売却益	45,958	
その他	24,749	272,609
営業外費用		
支払利息	31,518	
為替差損	19,853	
その他	22,684	74,056
経常利益		2,921,631
特別利益		
固定資産売却益	10,767	
子会社株式売却益	281,533	292,301
特別損失		
固定資産除売却損	10,462	
投資有価証券評価損	10,698	
減損損失	76,717	97,878
税金等調整前当期純利益		3,116,054
法人税、住民税及び事業税	841,609	
法人税等調整額	△ 79,830	761,778
当期純利益		2,354,276
親会社株主に帰属する当期純利益		2,354,276

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月11日

エムケー精工株式会社
取締役会 御中

東邦監査法人
(東京都千代田区)

指 定 社 員 公認会計士 石 井 克 昌
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公認会計士 小 山 雄 司
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、エムケー精工株式会社の2025年3月21日から2026年3月20日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、エムケー精工株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

連結計算書類に係る監査報告

連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、2025年3月21日から2026年3月20日までの第70期事業年度に係る連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、連結計算書類について取締役及び使用人等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類について検討いたしました。

2. 監査の結果

会計監査人東邦監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月18日

エムケー精工株式会社	監査役会
常勤監査役 近藤重光	ⓐ
社外監査役 三浦伸昭	ⓑ
社外監査役 廣中龍蔵	ⓒ

計算書類

貸借対照表 (2026年3月20日現在)

(単位：千円)

科目	金額
(資産の部)	
流動資産	10,907,023
現金及び預金	1,225,582
受取手形	1,371,597
売掛金	3,238,360
商品及び製品	1,943,421
仕掛品	1,209,353
原材料及び貯蔵品	1,715,376
未収入金	80,916
その他	130,708
貸倒引当金	△8,292
固定資産	12,329,192
有形固定資産	4,089,198
建物	1,131,172
構築物	79,735
機械及び装置	109,407
車両運搬具	1,424
工具、器具及び備品	70,573
土地	2,331,817
リース資産	361,196
建設仮勘定	3,871
無形固定資産	507,643
借地権	283,961
ソフトウェア	182,675
リース資産	7,791
その他	33,214
投資その他の資産	7,732,351
投資有価証券	3,203,468
関係会社株式	2,076,736
関係会社出資金	1,279,537
長期貸付金	200,000
保険積立金	5,176
前払年金費用	1,076,191
その他	163,243
貸倒引当金	△272,002
資産合計	23,236,215

科目	金額
(負債の部)	
流動負債	5,113,824
支払手形	36,145
買掛金	873,287
短期借入金	270,000
1年内返済予定の長期借入金	744,498
リース債務	166,840
未払金	1,532,625
未払法人税等	399,423
預り金	67,134
賞与引当金	522,100
製品補償対策引当金	393,457
その他	108,311
固定負債	2,503,373
長期借入金	1,553,332
リース債務	389,328
繰延税金負債	508,053
退職給付引当金	41,132
その他	11,526
負債合計	7,617,198
(純資産の部)	
株主資本	14,061,506
資本金	3,373,552
資本剰余金	2,933,728
資本準備金	655,289
その他資本剰余金	2,278,438
利益剰余金	8,510,018
利益準備金	302,000
その他利益剰余金	8,208,018
別途積立金	1,100,000
圧縮記帳積立金	180,855
繰越利益剰余金	6,927,163
自己株式	△755,792
評価・換算差額等	1,557,510
その他有価証券評価差額金	1,557,510
純資産合計	15,619,017
負債・純資産合計	23,236,215

損益計算書 (2025年3月21日から2026年3月20日まで)

(単位：千円)

科目	金額	
売上高		24,771,839
売上原価		16,439,868
売上総利益		8,331,971
販売費及び一般管理費		6,386,177
営業利益		1,945,794
営業外収益		
受取利息	3,706	
受取配当金	245,298	
為替差益	27,545	
その他	58,658	335,209
営業外費用		
支払利息	28,481	
その他	21,741	50,222
経常利益		2,230,781
特別利益		
固定資産売却益	10,246	
子会社株式売却益	252,169	262,415
特別損失		
固定資産除売却損	9,657	
投資有価証券評価損	10,698	
減損損失	76,717	97,073
税引前当期純利益		2,396,123
法人税、住民税及び事業税	557,905	
法人税等調整額	△74,311	483,593
当期純利益		1,912,529

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月11日

エムケー精工株式会社
取締役会 御中

東邦監査法人
(東京都千代田区)

指定社員 公認会計士 石井 克 昌
業務執行社員
指定社員 公認会計士 小 山 雄 司
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、エムケー精工株式会社の2025年3月21日から2026年3月20日までの第70期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年3月21日から2026年3月20日までの第70期事業年度の取締役における職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及び子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人東邦監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月18日

エムケー精工株式会社	監査役会
常勤監査役 近藤重光	ⓐ
社外監査役 三浦伸昭	ⓑ
社外監査役 廣中龍蔵	ⓒ

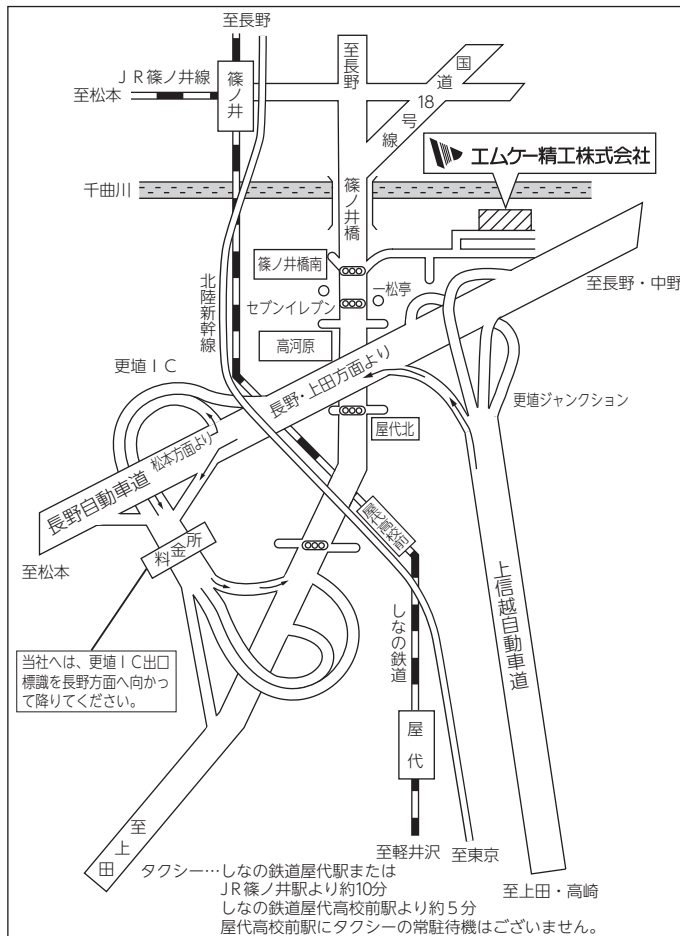
株主総会会場ご案内図

会 場 長野県千曲市大字雨宮1825番地

当社本社 厚生会館

T E L 026-272-0601 (代)

F A X 026-272-4912



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。